

被ばく労働に関する関係省庁交渉議事録

日時 2013年2月21日

場所 衆議院第1議員会館第6会議室

主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

アジア太平洋資料センター (PARC)

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

参加省庁・担当者

文部科学省

原子力損害賠償対策室 菊池

経済産業省

原発事故収束対応室 杉山

大臣官房

地方課 米村

地方課労働紛争処理室業務室 秋山

原子力規制庁

監視情報課 東

人事院

職員福祉課 住吉

厚生労働省

職業安定局 富岡

労働基準局監督課 宮本

労働衛生課 神田

安井

飯田：それでは始めさせていただきます。まず担当の方から回答を頂きます。要請項目の1から始めます。なお、この場を衆議院議員の阿部とも子議員にアレンジをして頂いています。こちらに駆けつけて頂けるとの事ですのでご挨拶を頂きたいと思えます。

富岡：厚生労働省職業安定局の富岡よりハローワークにおける労働条件に関する情報の取り扱いについて説明します。ハローワークにおいては申し込まれる求人について原則対面で求人条件を確認しながら受理しています。求人票と実際の労働条件が異なるとの情報が寄せられた場合は事実関係を確認し、労働基準関係法令違反の疑いのある事業所を把握した場合は労働基準監督署に情報提供しています。引き続き労働基準行政との連携を図ります。

米村：②のJビレッジに福島労働局の出先窓口を設置する事という要請の件について厚生労働省大臣官房地方課の米村より回答します。近年の行政改革の流れの中で効率化が進められておりまして国家公務員の定員も大幅に削減されてきています。さらに23年度からは新規採用抑制方針というものも示されるなど大幅な職員の削減が進められてきました。このような厳しい状況ですが、地方労働行政機関においては限られた人員体制の中で業務の見直し・組織体制の見直しなど合理化を進めてきています。それによって国民サービスの低下を防いで必要な行政体制の確立をなんとか図ってきています。このような状況の中で、体制的な面から申しますと新たに出先の窓口を設けるといった形での対応というのは困難ですが、いずれにしても労働者の方々の労働相談については適切に対応していく事が必要と認識していますので、総合労働相談の設置などで実質的に労働相談に対応する体制を整えているところです。引き続き既存の枠組みの中で適切に対応していきたいと考えています。具体的な中身については各担当からもご回答申し上げます。

秋山：③の原発で作業している方向けの労働相談フリーダイヤルを設置することについて大臣官房地方課労働紛争処理室業務室の秋山から回答します。先ほど少し話がありましたが、全国の労働局や監督署の方にも総合労働相談コーナーというものを設けていまして、そこで労働問題に関するあらゆる相談を受け付けています。一部のコーナーではフリーダイヤルを設置しています。こうした部分については今後も総合労働コーナーの積極的な実施に努めてまいります。

菊池：続きまして文部科学省原子力損害賠償対策室の菊池から2の①と②について回答します。①ですが、賠償の中間指針は原賠法に基づいて原子力賠償紛争審査会の議論を踏まえて策定されています。指針は専門委員による調査や関係自治体等へのヒアリングを通して審査会として定めています。お尋ねの質問の中に労災認定基準の改正を参考にしてとありますが、指針はいま述べましたように審査会として定めているため他の基準が出たという事をもって指針を改正することは基本的にはありません。また指針は賠償に係る一律に類型化可能な大括りが可能な指針を示すもので、その中に具体的な病名や線量の数値を明示する事は現時点では困難であると考えます。②ですが、大前提としまして被ばく線量を超過したために失業した労働者の皆様の話というのは原発事故による損害の賠償なのか、それとも原発内の労働条件をめぐる生活保障かという話を整理する必要があります。前者の損害賠償の話であれば指針にもあります原発事故との相当因果

関係を合理的に説明して頂ければ東電から賠償される事もあるかと思えます。しかし後者の生活保障の話であれば雇用とか労災の話になってまいりますので、指針の趣旨からは外れてくるものではないかと考えています。そうは言いましても、指針の「はじめの」の部分には中間指針に明記されていない個別の損害が賠償されない事が無いよう留意されることが必要とありますし、指針の第3の8で就労不能損害や指針の9には放射線被ばくによる損害について明記されていますので最終的には何度も申し上げます個別の事情を伺いながら交渉の中で判断されていくものだと考えています。現在はどちらかという指針や基準を改訂する事よりも個別の相対交渉をおこなって賠償の話を進めていく段階に入っていますので、原子力損害賠償紛争審査会の中には紛争解決センターを設置しており、申し立てをして頂ければ和解の仲介をする事もできますのでそちらのセンターにお問い合わせ頂ければと思います。関係省庁と連携して東電による賠償が適切におこなわれるように働きかけるとともに、紛争解決センターの機能を強化するなどして被害者の方々に適切な賠償がおこなわれるように全力を尽くしていきたいと考えています。

飯田：2の①、②に関して厚労省からご回答は無いようです。3に行ってください。①の回答者が来ていないようなので②からお願いします。

宮本：3の②を労働道基準局監督課の宮本から回答します。前回もあげられていた内容であると認識しています。ただ、集約して明らかにする事とありますけど、回答としては前回と同じく特に明らかにする予定はありません。理由として労働基準法24条とか37条の違反がある事が問題であって、申告などがあれば1件1件しっかりと対応して是正に向けての指導をしていくという心づもりで対応しています。受身に賃金未払だとかピンハネを絶ってないではないかというご指摘もあろうかと思えます。厚生労働省としては原発に定期的に監督・指導に行っているところですが、それ以外にも賃金未払だとかピンハネで皆さんに相談がかかっているものがあれば情報提供頂ければ適切に対応していきたいと考えています。

杉山：経済産業省原発事故収束対応室の杉山です。4の①、②についてお答えします。労働者の要員確保の状況については政府としても廃炉を進める中で非常に重要な問題と考えておりまして、中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗管理をしています。現時点において不足があるか、という事についていまのところ特に要因不足は生じていないとの認識を持っています。ただ厚生労働省の方でも指摘がありましたので、中期・長期的な観点から人材確保が今後は困難になる可能性は否定できないので、顕在化していないような課題についてもロードマップの進捗管理の中で確認していきたいと考えています。

飯田：原子力規制庁の方がまだ来られていないので、1から4についてご質問・ご意見をお願いします。

川本：神奈川労災職業病センターの川本です。1の部分ですが、一般論はいわれるとおりで、例えば被ばく労働ネットワークという私どもも参加しているネットワークの連絡先になっている中村さんの携帯には毎日のように労働者からの電話が来ているし、現地の労働組合なんかでも接

触持たれてきている方がおられるんです。あれだけの規模の現場が日本の中にどれだけあるかという事を考えれば、しかも双葉の労基署の管内は事業所が限りなく少なくなっていますよね。新たに人を増やさなくても通常の監督業務ができなくなった部分を持ってきたって余るくらいじゃないかと。Jビレッジに人を置いても。毎日、そこに何十人も人をよこせて話は無理でしょうし、ポストしてきちっとというのは無理でしょうけれども、そこは何らかの工夫で、東京にいる人の携帯にかかってくるよりは遥かに効率的ですよ。それでも無理な人もいますでしょう。その人たちが電話相談できるようなものをしないと。一般的にはたくさんありますけど、それがありませんからいいですという事態ではないんじゃないですか？とこちらは申し上げているんです。そこを踏まえて検討すると少なくとも毎日交代でいるとか、月曜は職安、火曜日は労災の人とか曜日ごとにテーマを設けて。事業主だってわからない事がありますよね。就労規則がどうだとか。事業主の方だって相談に乗れるような役割を監督署は持っているわけですから。窓口なり電話なりを設置するっていうのは難しい話では全然ないし。一般論はいいので、一步踏み出してそういう窓口を設けるんだという取り組みをしてほしいんです。

米村：富岡の監督署の業務量が落ちているというわけではなくて、原発の作業がある以上その関連で安衛法の関連等の届出もありますし、業務量が少なくなっているわけではありません。労働者の相談を受けているだけが仕事というわけではないものですから、暇になっているから移せばいいだろうという話にはならない点をご理解頂ければと思います。より充実した相談窓口体制があればというのはおっしゃるとおりですが、限られた中でどうやっていくかを考えた時に、一応、福島においても総合労働相談コーナーを設けて対応していますので、それはお電話で頂ければ可能ですし、手紙なり文書で監督署に出して頂くというのも可能ですので、今あるやり方の中でも十分に対応はできると考えています。

飯田：いま阿部とも子議員がおいでになりました。ご挨拶を頂きたいと思います。

阿部：今日は被ばく労働者の問題に関係省庁と交渉に関わる皆さんが熱心にご論議頂いてありがたい事だと思います。原発事故は収束したと言われながらも、現実にはたくさんの皆さんの健康を犠牲にしながらお守りをしている状態です。その皆さんの健康管理というのは第一義的には国の責任です。また次世代への責任も含めてやって頂きたいと考えています。と申しますのも、チェルノブイリの被ばく経験で最も障害が出たのは、そこで収束作業にあたった方やその後も中で働いた皆さんの問題が、実はその方たちのお子さん、あるいはお孫さんといった2、3世代先にわたるとい事です。今日は環境省よりも厚生労働省にお願いですけれども、健康管理手帳をお持ちの方の年齢の一覧というものがあればお示し頂きたいし、若くないから良いというわけでもなく、また若い人であれば当然その次の世代への影響もあると思います。私は不覚にも被ばくしながら働く皆さんの次世代への影響に視点を持ってこなかったと反省を含めて思っておりますので、年齢構成を含めて教えて頂きたいと思います。これだけの事故ですから、色々な方々が被ばく上限ギリギリに働いておられますでしょうし、それが及ぼす影響というのはその方だけではないのではないかと気になっています。後の事は皆さんでお詰め頂いているので、こういう交渉の中でご指摘を頂きまして各担当省庁も誠心誠意お答えいただければ、この不幸な事故を収束させる

ために頑張ってくださいている皆さんへのある程度の責任と役割が果たせるとまでは言いませんが、そういう体制になると思います。私は次の会議があって最後まで出られませんがうちの秘書がきちんと承り、また今わたしは日本未来の党たった1人の1人親方ですので委員会で質問できませんから、質問主意書などで明らかにさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

飯田：阿部議員もいま言われましたが、手帳の年齢の構成についてはデータを頂きたいという事で改めて今日の交渉の場で要請をさせて頂きますのでお願いしたいと思います。いま規制庁さんがいらしたので要請の5、放射線審議会および緊急作業に向けた法整備についてご回答を頂きます。

東：原子力規制庁監視情報課の東と申します。こちらはどのような経過かというのは記録が残っておりません。事務局としての関与なんですけれども、当時は文部科学省が放射線審議会の事務局だったんですけれども、こちらの方にホームページをアップする行為だけはやっていますけれども、これに関しては国の法的行為ではありませんので記録等は残っていません。

飯田：これは規制庁に移る前の文科省に聞かないとわからないという事ですか？

東：規制委員会が発足してから記録類は全部、放射線審議会の記録は来ております。引き継いだ資料の中には審議会声明に関する経緯はまったくございません。文部科学省さんの方でそういった記録も残っていません。

飯田：皆さんの方から質問・意見をお願いします。

川本：1の続きの話ですが、事足りているという認識なのか、十分でないけれどもお金と人の問題で無理であるという事のどちらですか？東電がJビレッジに何か置いたりしますよね？同じことですよ。国として安全衛生を中心とする色々な問題についてどこまできっちりフォローするというアピールの意味もあるわけですよ。全く必要ないとお考えなんですか？

米村：必要か必要でないかという部分については業務量の中身の部分を総合的に勘案しないと何も言えないものでして、大臣官房情報課のみで回答することはできないと。評価の部分についてはお答えする事はできないという事です。

川本：前回と同じ議論だから答えられるように次回以降は上で検討してください。そういうレベルの問題であるならば。新しい部署を作れというわけではないですから総合労働相談窓口だって民間の建物借りて1つ増えましたとか、駅前の所でやりましたとかやってるわけですよ。同じじゃないですか。

米村：その辺は実際の福島の総合労働相談コーナーでどれくらい利用されているとか、あるいは飽和状態で全く電話が繋がらないといった事情があるのかどうかという部分も含めての検

討になると思います。

川本：だから検討してくれとくれと。検討もしていないわけでしょう？どれだけ福島の第一原発での相談が来ているかどうかって。検討していない事が問題だって言っているんです。

飯田：メディアの方でも取材で事件等を取り上げていますよね。原発の中、除染も含めてですけれども多重請負構造の中で色んな問題が起きているという事については承知されていると思うんですが、そうした中で労働法違反を摘発していくというのが厚労省、労働局、監督署の使命として問われているわけですよね。現場に近い所で渦を巻いているような問題に切り込んでいかないと駄目なんではないかと思っているわけです。常時、J ビレッジに構えるのがすぐには難しいとしても、例えば定期的にそこで監督署が相談をやりますよと言って構えるとかいうのがあっても良いと思いますし、それがあそこで働く人たちの一番末端の人たちが来るかはわかりませんが、そういった睨みを利かすという意味では大きな効果があるんだろうと思います。また富岡の労働基準監督署は色んな意味で高線量下の作業届けを受け付けてチェックをしなければいけないとか色んな業務があると思うんです。その人員だけでまかなえる問題っていうのは当然の事だと思います。現地の支援をしっかりとやるべきではないかと思いますが、単なる数合わせの人員だけの問題ではないと。監督の方も含めてちゃんとお答えいただけますか？

宮本：福島のパックアップというのは人員の話とかもおっしゃるとおりだと思います。厚生労働省としても必要なだけしていくべきだと思いますし、実際にパックアップのために人員を出しているという事もありますのでその辺は今後も継続的におこなっていきたいと思っています。

飯田：継続した検討課題にせざるを得ないので、改めて要請させていただきます。実際に J ビレッジでの出先機関をどういう形であれ設けるという事は検討してください。

中村：被ばく労働ネットワークの中村です。求人募集で除染労働者も原発労働者も賃金 1 日いくらかという形しかどこも記載がありません。ハローワークでも。あるいは無料の JOB 情報誌。たくさん出ています。例えば警戒区域であればいわゆる特殊勤務手当が出ているはずですよね。ハローワーク求人なのになぜそれが記載されていないのか。原発労働者に関して最近住基カードを持ってこいと。それしか身分証明がない人たちを募集し始めたのかなと。原発労働でも本来、危険手当というのが出るのか出ないのか。行って見て働いて 1、2 ヶ月後に給料もらってからでないとみんなわかりません。出向という形で 4、5 次下請けの方は 3 次下請け、3、4 次下請けの方は 2 次下請けの社員の名簿に乗せられているわけです。なおかつ下請け労働者については雇用契約書が交わされていないと。口頭契約ですよ。もう無法状態ですよ。28 歳の労働者の相談事例を言いますと、彼は今は働いてないですが 4、5 月の事故直後に働いて放管手帳もらったけど業者に返してくれと言われたんです。事故後に生まれる 3 人目の子どもに、どれくらい自分が被ばくしてどんな影響を自分に与えるのか、これから生まれる子どもにどんな影響を与えるのか不安であると。ところが自分が名乗り出たら同じ町で同じように働いていた人たちが首を切られると。会社も同じ町で東電から切られてしまうという事で名乗り出る事ができない。賃金・危険手当の問題

とかを含めて事故当初から訳のわからない事があったり。28歳の方も事故直後の1ヶ月を第一原発、5月に第二原発に移ったら危険手当がなかったと。危険手当がいくら出ているのか知らないんですよ。求人内容もみんなデタラメです。企業ごと切られている例もある。労働者の労働条件と企業間の請負契約も含めて、本来はこうすべきなんだけどどうなんだっていう調査はやる気ないんですか？少なくとも除染では現地の労働局の方はあまりにも法律違反が氾濫しているという認識はあるようですが、原発労働についてはどうですか？

飯田：まずハローワークの求人票の中身と実態がまるで違うという事についてどうでしょう？

富岡：ハローワークで申し込まれる求人については原則、対面で労働条件等については確認しながら受理をさせて頂いています。実際に労働条件が異なるという事が把握された場合には事実関係を確認して事業所が求人票との相違を認めても是正されない場合には、その意思が確認されるまで受理をしないとこの事で徹底をしています。除染求人についてもご意見を頂きましたけれども、こちらについては除染関連業務の就業場所が除染特別区域に該当するという場合には環境省からの除染事業発注要件上、事業者は特殊勤務手当を支給しなければならないという事ですので、ハローワークでの求人受理の段階で環境省の福島環境再生事務所と連携して手当支給を要する求人に該当するのかと支給の有無を確認するといった取り組みの徹底を図っています。

中村：書いてないのは9割です。郡山でもいわきでも同じ。

富岡：少なくともハローワークで受理をしている求人につきましては徹底を図ってまいりたいと思っております。

飯田：実態はご承知なんですか？どんな求人が出回っていて、危険手当・特殊勤務手当については出していないのが圧倒的だと。それはチェックされているんですか？

富岡：全国のハローワークで特殊勤務手当が出る求人というのが特定されて特別地域として設定されていますので、その地域で危険手当が書かれていない求人については環境事務所に確認を取る仕組みになっています。

飯田：あと東京電力などに労働契約の締結にあたって労働条件等の明示というものを通達をしていますよね。その実態について労働局サイドでは調査をして徹底されているのかどうかというのは調べているんですか？

宮本：要請しているっていう事もそうですし、先程も申し上げたように定期的に監督・指導に行っていますので、それも含めて労働条件については確認しているところです。

飯田：それは守られていると。問題はないという事ですか？

宮本：少なくとも監督・指導に行ったから問題はないという話ではなくて、新聞だとかこういった場でご意見を頂いているとおり、問題はないという認識ではありません。

飯田：じゃあそれをどうするの？

宮本：それは今後も東京電力を通じて要請をし続けるという事もありますし、頂いた情報ですとか申告など、法違反が認められるものがあるならば監督・指導をして是正を図っていく事になると思います。

参加者：さきほど紹介して頂いた収束作業に関わっていた者です。お聞きしたいんですが、私の所は発注元が東京電力で、元請が自分から見たらアトックスで、その第一下請けの三シートで働いていたんですが会社ごと契約が切られたので福島営業所を撤退という事で福島の間が全員解雇になったんです。いまはアトックスとサンシートと交渉をしているんですが、私は日給1万で働いていたんですが危険手当は無いと聞いていたんです。昨年末に東京電力とか他の新聞報道で危険手当は事故前と事故後の作業環境に照らし合わせて基準があつて上乗せ契約をしていますという状況になっているそうです。東電の方と話をしてそれは確認しました。上乗せした分が実質の危険手当なんです。東電の方で作業員にアンケートをして、危険手当をちゃんともらえるようにしてほしいという意見に対し、東電からは元請に労働者に危険手当分が行き渡るようにお伝えしています、という答えだったと思います。いま東電に連絡して自分の作業環境で危険手当があつたのか、上乗せ契約があつたのかを調べてもらいました。東電と元請では自分の作業環境ではあつたようです。私が正社員だった第一次下請けからの回答は、上乗せ契約は無く事故前と同じような環境だから昔から1万円でやっているという話だったんです。東電からは事実について第三者開示はできないと言われて止まってしまっているんです。そういう場合は対応とかしてくれるんですか？あと、収束作業で入っていたんですが作業環境はめちゃくちゃです。それに対して国の機関は作業員の労働環境を守りたいのか、それとも被ばく線量を低くするとか長く働けるとかそういうところを守りたいのか、そういうのが気になって相談できません。自分が働いている時に労基署がいつ来るか知ってました。そういう状態っていうのはどうなんですか？

宮本：危険手当の話ですが、いまの話聞く限り、正直なところ厚生労働省としては労使間の契約がどうなっているかという事ですので、東電から危険場所に応じた上乗せがあるという場合でもそれを受けた会社と労働者でどう契約されているかについて指導しているところですので、そこで日給1万円で契約されているというのであれば厚労省としては日給1万円がどうかという事で見ざるを得ないです。原発の立ち入りの話にもなるんですが、いま現在は原発の立ち入りは省庁と言えどもかなり制限されています。テロだとかの安全性の観点の問題で登録が必要になっているような状況です。皆様のお話は承知はしているんですが、第一原発内の安全という観点の対応から鑑みて登録していないとこういった調査ができないといった状態です。ご理解頂ければと思います。

参加者：じゃあ結局、労働者にお金が入らなくても構わないって事ですかね？労働環境はクリー

ンにしないといけないところですよ？

宮本：お給料については厚生労働省としては先ほど申し上げた通りの回答になりますけれども労働環境についてはおっしゃるとおり法律に基づいてしっかり整備されるべきものです。ですので、こちらの方としても先ほど申し上げたとおりですけれども、把握しきれていないと思われる部分については匿名でも結構ですので情報を頂ければと思います。

中村：労働環境の問題と賃金・労働条件の問題っていうのはリンクされているんだよね？日給 1 万円というのと、そこに付く危険手当は被ばくリスクって事でしょう？常に被ばくするから危険手当が出るんだし、被ばくリスクを抱えるんだからその危険手当を払わない限り集まらない。それは労働者に払われるべきお金でしょう？リスクを負うのは労働者なんだから。ところが彼の場合は 1 次下請けにも関わらず、元請は東電からお金をもらっているのにそこから彼はもらっていない。そういうのが当たり前のように原発労働者の中にはびこっているわけでしょう？おかしいんじゃないのかと。そういうのを是正する気は無いのかという事です。東電がやっていたアンケートの中にも偽装請負であるのがあるじゃない。雇用主や雇用業者から業務命令されているわけではなくて、全然知らない上の会社の人から言われていると。そういうのがはびこっているでしょう。賃金の問題と危険手当の問題は違う問題でしょう。

宮本：少なくとも厚生労働省として給料は労使間で決めるという事ですので、それが下請けを重層階層になる事によってそれが目減りするのとはたしかに問題であると思いますが、厚生労働省としてできる事は労使間の契約でそれがしっかり定められていけばそれについては指導していくという事になります。

飯田：そんな事を言ってではこの構造は変わらないんじゃないですか？彼の場合は 1 次下請けですよ。もっと下の人たちにとってみればそうなんですか。それで本当に働きやすい職場なんですか？労使の契約だからそれ以上は介入できませんという事だけで済ませて良いんですか？東電は払っていると言ってるわけですよ。東電に対して要請しているくらいだったら、ちゃんとそれが払われているかどうかくらい法の監視の下に置くんじゃないんですか？

参加者：匿名でもいいから届けを出せて言ったけど、いま出しているじゃないですか。この現実をまず確認するのが当然でしょう。東京新聞にも載りましたよ。これだけ報道されている問題に対してあなたはどう取り組むんですか。

那須：東電がやったアンケートはご存知ですよ。あの中で偽装請負と想像できるものも半数近くだったじゃないですか。それは公に出された情報でしょう？それに対しては厚労省として何かやったんでしょうか。調査なり是正なりをしたんでしょうか。個別のものに言ってくればって、労使間の契約に基づくって言うけど契約書がないものばかりなんだよ。それを労基署が放置してるんだよ。どんだけ是正したの？そういう実態でよくそんな事をシャーシャーと言えるね。

飯田：圧倒的に力関係が違うんですよ。

宮本：これについては繰り返しになりますけれども是正方法という事であれば定期的な監督・指導ですとか、東電への要請ですとか、申告に対する指導ですとかそういったところで現在は対応しています。

那須：あのアンケートの結果を受けた事に関しては何をやったんですか？

川本：3と5に絡む話なんだよ。さっきの回答なんだよ。安全の方もそうだけど。東電がアンケートで実態があれだけしてるのに、3の②で何て言った？予定もないってでしょう？違反があったらそれに対応するんですって、何もしてないだろう。東電がやらなくても国がちゃんときたやつをまとめてやればいいじゃないか。東電のアンケートの方が率高いと思うよ、おたくらで申告したやつよりも。労働契約書がないですとかいう人の数はものすごいでしょう？それに対して何もしないで、監督署に来てるのも集計もしようとしなくていいのがおかしいって言ってるんですよ。そんな所に誰が匿名で相談する気になるんですか？それを彼は聞いてるんだよ。東電よりもろくな事をやらないし、やる気もないで座ってるだけの所に誰が相談したり電話したりするんだよ。そんなら朝日新聞の記者に電話した方が早いじゃないか。実態がそうなってるじゃないか。それでいいと思っているのかどうかを聞いているんだよ。

宮本：法違反で指導するのは監督署になるわけですから。

川本：違反を把握していない事が問題だと言ってるんだよ。違反があればじゃなくて、あるんだって。あるのを掴めていない実態に対してどうすんのっていう事を聞いているんですよ。それを集計する気もないっていうのは、違反があるかどうかすら把握していないって事でしょう。東電以下じゃないか。それでいいのかって聞いているんだよ。

宮本：今後とも適正に指導していくとしか申し上げられないですが、

川本：指導の前に把握しなくていいのかって何度言わせるんだ。指導をするためには実態を把握しないと指導のしようがないでしょうが。把握する気が無いって今日は答えてるんですよ。人をJビレッジに配置するつもりも無いって言ってるんでしょう。指導する前にどうやって把握するんですか？匿名でもいいから来てくださって、そんな所に誰が相談に行くんですか。

飯田：少なくとも今日は当事者が来て、匿名だけれどもこういう問題を提起しているわけじゃないですか。彼だけの特別な経験ではない。だったら動かないと。そういう実態の一端がここで明らかになってるわけだから。ちゃんとやりますと答えてください。

宮本：実態に把握については先程も申し上げているとおり福島第一原発での定期監督だとかをおこなっておりますのでそういった中で、

飯田：定期監督って今おっしゃったように限界があるってあなた認めたんでしょ？安全の問題、セキュリティーの問題でなかなかスムーズにいけないという問題があると認めたんでしょ？問題がある事は既に明らかになっているわけだから、だったらそれについて労働局として基準局として実態把握をもう一回やり直すと回答してください。今日、当事者からの問題提起もあったわけじゃないですか。もう一回、実態把握に務めると。やってる監督に限界があるから言ってるわけですよ。

宮本：今後もという事になりますけれども、実態把握ですとか、それを受けての監督・指導は徹底していきます。

参加者：実態把握のやり方はどういう方法を考えているんですか？

宮本：現在の状況では各新聞社の記事を受けての調査ですとかそういった事を言っています。

飯田：個別の事件だけの調査ではなくて、全体の実態はどうかという事をちゃんと調査しないとやってるわけでしょう？東電のアンケートの調査も出てきてるわけですから。それについて踏み込んでやる答えてくださいよ。個別事案だけではなくて。

那須：だって前はこちらが言ったら東電に指導しますって言っていたんだよ。東電アンケートやったじゃん。そのアンケートの結果で問題がいっぱい見えてるじゃない。それで何でそれがほったらかしなのよ。それが理解できないんだけど。あなた担当じゃないかもしれないけど、少なくとも今まで何をやったのか、これからどうしようとしているのか説明してよ。

宮本：東電の実施したアンケートの結果はこちらも認識していますので、今の段階では福島原発の定期監督ですとかそういったところで労働条件とかを労働者の方からも聞いて実態調査に努めていきたいと思っています。

中村：建前を聞いているんじゃないんですよ。計画はあるんですか？

宮本：実際に原発に行った時に労働者からの聞き取り調査はおこなっています。

参加者：働いていたら、俺とかは家族がいないからこうやって言えるんですけど、実際に労働者が文句を言ったらそのあとその原発と界限で働けなくなるっていうのが大きくて皆ビビって何も言えません。まず発言した者を守る体制を普通は作ってると思うんですけど、そこら辺はどうかっていうのが1つ。それをやって無かった、もしくはやってるのにクビを切られるとか仕事が無くなる—金が無いから流れ流れて原発。その先どこに行けばいいの？っていう話もあります。家も失ってとか—が怖くてどんどん悪い環境になっても声を上げられないっていうのが現実だと思います。言って、働けなくなったらどう守ってくれるんですか？環境を良くするためにこっち

はそれだけのリスクを負ってやっている。そっちはどのくらいちゃんと守ってくれるんですか？

宮本：1 つとしては、監督指導をおこなっている時に情報云々という話をしないというのが当然の事として、もしそれで解雇されたとかになればそれは不当解雇という話になりますので、それについては労働局の企画室の個別労働紛争解決制度という所で斡旋により賠償の請求ですとか解雇の撤回ですとか、そういった所での対応になると思います。

飯田：こちら側の現場の実態を踏まえた回答にして頂いていないので残念ですが、改めてこの問題については継続してやっていきたいと思います。他の課題についてはいかがですか？

那須：関連した話になるかもしれませんが2の件ですが、線量が上限いっぱいになるとクビになるというケースがものすごく多いわけですね。先ほどの、紛争センターの問い合せてくれればって何ですか。わかっていると思うけど、何で鉛で線量計を隠すのか。あれは業者が指導したけれども、労働者の方が自らやるケースだってあるわけですよ。いっぱいになったら働けなくなるからですよ。あなたたちは国家公務員だからクビにならないかもしれないよ。働く場所が変わっても。みんな生活がかかっていて、線量がいっぱいになっちゃったらクビにされちゃうんだよ。それでみんな線量を隠して自らやろうとしちゃうんじゃないの。そんな事は散々言われているでしょう？その現状に対してだからこそ本当に法を守らせよう。適正に労働者の安全を確保しようというのであれば、線量が上限になって生活が困らないようにこういう事ができますという事をきちんと指導させるべきだし、直接に役所としてできる事はここに書いているように、被ばく線量の超過のために失業した労働者に対して東電が賠償するという考え方が有り得るという考え方をきちんと労働者に伝えろと。そういう努力を役所としてもしろよって言うてるのよ。仲介センターに話してほしいってなんだよ。そんな話をしてるんじゃないでしょう。何なのその回答は。見殺しにしてるんだよ。指導は当然、そして労働者が線量を浴びても路頭に迷わないような政策を作るのも当然。今できる範囲の中でできる事をアナウンスしてできる事を労働者に直接伝えてと言っているんです。

菊池：いま頂いたお声というのは確実に部局内に伝えます。先ほど申し上げましたのは、我々が定めている原子力損害賠償の指針でして、それは原賠法に基づいて定められている指針です。指針というのは事故による不法行為に対する賠償、

川本：もういいって。あなたがいま読んでる事は要請書の前文に書いてあるじゃない。要求はいま那須さんが言われたとおり、その事を周知・啓発っていう厚労省さんの認定基準を参考にしてっていうのはそれに従えとってるんじゃないんですよ。厚労省さんは例えば認定基準が変われば具体的に記者発表をして届くように色んな啓発作業をするんです。それで足りなければ都道府県にもやって独自に労働手帳とかを作ってやるんです。それを今回の晩発性障害って言ったって誰もわからないですよ。白血病くらいが思いつくくらいで。失業したらどうするとかを、あの膨大な審査会のまとめのちょっとしたところに抽象的に書いておくだけではわからないから啓発活動をきちんとやれとっていうのを要求してるんじゃないの。その時に基準はこうなってますとか言っ

たって始まらないじゃない。基準定めるだけが仕事でそれを周知啓発するのは別の部署だというのなら別の部署を読んで来ててくださいよ。要求と回答が噛み合っていないですよ。

菊池：啓発活動についてですが、中間指針が定められた平成 23 年 8 月になりますけれども、その時点で各都道府県に指針について周知活動はおこなっています。またホームページ等で公開するなど外部に対しても積極的に情報は公開してつもりですが、いま頂いたとおり外向けに対してもしっかり周知できるように努めていきたいと思います。

川本：さっき現場の人から話あったけど、インターネット見れる？都道府県から何かきた？

参加者：よくわからなかったです。

川本：そんなもん来ないよ。誰がインターネット見れるんだよ。現場で働いている人で。都道府県の人が福一に来たのかよ。当事者に届くように、当事者だけでいいんだよ。働いている人はあの枠内にいる人だけじゃないか極端に言えば。その人たちに直接、紙を配ればおしまいでしょう。何でそれができないの？

菊池：頂いた意見は参考にさせて頂きまして今後検討させて頂きたいと思います。

川本：4 の人員の話なんですけど、実は東京電力に何回かこの話をさせてもらって、毎月 1 回元請と話をしているんですけどという事以上の話は東電さん自身もよくわからないっていうのが正直なところらしいです。今月足りるっていう事はわかっていると。だけど中長期的には色々な事が起こりうるからわかりませんと言われてるんです。おそらく国も東電以上にわかる事は無いから同じでしょう。中長期的にどうなのかという事は積極的にやっけていかないとわからないですよ。アンケートしたらみんな言ってる事が違うわけですよ。ある業種については足りてますと。ある部門については足りているんだけど、実はもう引いてますと。そこで働かなくていい専門の業者は線量も超えるし、給料も大した事が無いから確保するのが難しいと言ってる部門があるわけでしょう？それを厳密にフォローしてやらないと、今までは東電が発注すれば元請なりメーカー、ゼネコンがパーっと人をよこしてくれたけど、そうならないかもしれないよっていう事を危惧しているのがアンケートの声じゃないですか。積極的に国なり東電がどういう業種でどういう人が足りなくなる可能性があるのかっていうのを真剣に考えないといけないんじゃないんですかという事なんです。積極的にプランを立てるべきというのが要求ですのでよろしく願いします。

飯田：前回、杉山さんも来て頂いてこの問題についてご回答頂いたんですが、これは中長期ロードマップに基づいてどのくらい東電が考えているかっていう事をコメントしてもらっただけなのでもう少しちゃんと今の話も踏まえて現時点でどのような見通しを持っているのか。あと去年の 12 月に東電も被ばく線量の全体概況っていうのを出していますよね。そうした中での全体の見通しをもう少し具体的に出してもらいたいと思います。

杉山：いまご指摘頂いた点は我々も非常に重要な問題として認識していきまして、先ほど申しましたのは、そういった問題を議論する場として中長期ロードマップの進捗管理をする場を使ってやっていくという事として、その場ではご指摘頂いたようなどという所で今後は人が足りなくなっていくのかという作業の内容とか場所も含めて検討して計画を作っていかなければならないという問題意識は持っています。ただなかなか難しい問題として、それをどのように調達していくのかという方策を立てる事が国と東電という一企業との間で考えられる工夫の中でどういう対策を取っていけるのかというところが非常に難しいなど。どう考えるかってところがすぐに回答ができるかはお約束できません。ご要望の趣旨はよく理解しています。

飯田：わかりました。労働条件の問題と一体のものとしてという点をわかって頂かないといけないと思います。

那須：確認したいんですが、記録が残ってないっていうのは起案文書がないって言うてるの？放射線審議会ってどこが設置したの？独立して勝手に声明って出せるものなの？プロセスが何も残ってないってどういう事？

建部：勝手にできないですね。諮問をされてはじめて。

東：もともと審議会っていうのは独立とは言わないまでもそれに似たような機関ですけども、基本的に諮問機関でありますので諮問されれば動くという形になっています。声明に関しては諮問をされておりまして、審議会の方で答申をおこなっています。

那須：プロセスが全然わからないでしょう。

川本：答申以外に独自に声明を出すっていうのが極めて異例な事だからどういう風な経過でそうなったのかを聞いているんです。記録が残っていないんだったら調べればいいじゃない。委員全員に聞けばいいじゃない。事務方に記録が残っていないのであれば各委員に聞けばいいじゃないですか。これ誰が作ったんですか。勝手に声明って言ってボンボン出すものではないでしょう。審議会ってのは。何を問題にしているかと言えば、大丈夫ですよ、安心ですよみたいな事が書いてあるから。誰がこんなわけのわからない文書を作ったのって事で言うてるんじゃない。

飯田：時間が来たので、それは次回への持ち越しの課題。ちょっと委員に聞いて確かめてください。

(担当者入れ替え)

飯田：では6からやっていきたいと思います。

神田：厚生労働省労働衛生課の神田です。健康管理手帳の交付対象としましては業務起因性が明確なもので当該物質の取り扱いによる疾病の発生リスクが高く、疾病の発生が疫学的に一般の人と明らかに優位な差がある事を交付対象としています。交付対象の決定は医学的所見などを総合的に勘案して専門家の検討を経ておこなっています。放射線業務に従事される方に関しましては安全衛生法および電離放射線防止規則により5年で100ミリシーベルトの被ばく限度を超えないようにする事が事業者には義務付けられております。これはICRPの勧告に基づくものですので、当該基準の被ばく量においては重度の健康障害を発生させるリスクが一般の人と比べて優位であるとした知見は得られていません。放射線業務については法令に基づく被ばく管理を徹底させる限りは癌その他の発生リスクが高くなる事は晩発性の発見を目的とする健康診断の実施等の必要性はいまのところ低いと考えています。そのため放射線作業に従事する方に対してまずは法令に基づく被ばく管理を徹底させる事が重要と考えています。

住吉：人事院職員福祉課の住吉と申します。国家公務員の健康管理手帳に関する事についてご説明させていただきます。最初に前提として誤解がないようにお話ししておきますと、労働安全衛生法上の健康管理手帳に相当しますのは名前は同じなのですが国家公務員上は健康管理手帳ではなく特別健康管理手帳という別の制度があります。この特別健康管理手帳については労働安全衛生法上の健康管理手帳と同様に放射線に被ばくする恐れのある業務は含まれていません。この点は民間と公務で差があるという事ではありません。国家公務員で人事院規則10の4という規則にあるんですが、この健康管理手帳は何かというと、特定の業務に従事した職員についてその業務に従事しなくなった後も一在職中には一特別健康診断を引き続き円滑に受診できるようにする事が主な目的です。特別健康管理手帳ですとか労働安全衛生法上の健康管理手帳のように離職後の特別健康診断の実施を求めているものではありません。そういった前提に立ってお尋ねの点についてご説明させていただきますと、当法臨時規則10の4に基づく健康管理手帳の交付対象となる放射線に被ばくする恐れのある業務がどういうものかと申しますと、具体的にはX線を発生させる装置等の使用、放射性物質等の取り扱い、管理区域に立ち入っておこなう立ち入り検査などの管理区域内でおこなう放射線業務のほか原発事故対応のための除染等関連業務などが挙げられます。これはそれぞれ人事院規則10の5ですとか10の13といった法令に明記されておりますので、詳しく確認したい方はそちらをご参照頂ければと頂ければと思います。基本的には電離則上の放射線業務ですとか除染則上の除染等業務とほぼ内容が同じだと考えて頂ければ良いと思います。ただ特定線量下業務は含まれていません。健康管理手帳の交付件数ですが毎年30件から40件くらいでして、主に税関で貨物検査のための大型X線装置などを使った職員とか、文部科学・経済産業省で原子力施設の立ち入り検査をしていた職員などがいます。この他、医療施設で医療用X線発生装置を使用する職員というのも放射線に被ばくする恐れのある業務の対象にはなりません。そういった医療職種の職員が在職中にそれ以外の仕事に移る事がほとんど無いので、健康管理手帳の交付申請というのはあまりありません。後は特別健康診断の実施状況については人事院が毎年作成している健康安全管理年報という冊子がありまして、それで公表しています。ただこれは健康管理手帳の交付を受けた人だけではなくて、いま現在、放射線業務に従事している人も含まれていて管理手帳の交付を受けている人の内訳というのは私どもでも把握していません。いま現在、放射線業務に従事している人の方が圧倒的に多いのではないかと思います。平成22年であれば

1600 人くらいが受診しています。

杉山：7 についてですが、ご要望を読みますと国が責任を持って実施するという事でございますが、私の方は国としてというよりも東京電力がこの点についてどのような取り組みをしているかという観点についての確認を報告させて頂きたいと思います。前回もこの点についてはご指摘を頂きまして、これに対しての対応では事業者を指導するなりして検討を進めている状況です。その結果として、これまでは下請けの労働者の方がメンタルヘルス対策という事で処置を受けるためには所属する企業の産業労働医の診断などの評価が必要だという体制になっていたんですが、それでは労働者の方が気兼ねなく相談できる体制としては不十分ではないかという問題意識をもちまして、現在は労働者の方が直接、医師の方に相談できる窓口を設置する準備をしています。今年の 3 月中には運用を開始する予定で医師の確保にも目処が立ったという状況です。先立って医師の方に各社の健康管理担当者を対象とした講演会も計画していると報告を受けています。ご指摘頂いたストレス調査を実施する点についてはこの運用を開始する医師の方の相談の状況—実際に下請けの作業の方からどのような相談をうけるのか—の件数とか内容とかを見させて頂いて担当の医師の指導に従って判断をしたいと考えています。

安井：厚生労働省としては緊急作業従事者に対しては大臣指針においてメンタルヘルスも含む健康相談を実施するように東京電力に指導しておりまして、国としてもメンタルヘルスを含む健康相談を受け入れる事ができる電話相談と相談窓口を実施しています。

杉山：8 について回答します。皮膚疾患対策という事でのご指摘ですが、今回のご指摘を頂きまして実態を確認しました結果をまずはご報告させて頂きたいと思います。平成 23 年の 7 月から 25 年 1 月までの期間で J ビレッジで診療実績がどうだったかというのを改めて確認したところ、皮膚疾患は全体の 4.7 パーセント程という結果でした。1 割には至らないかなという実態であるようです。これらの皮膚疾患もどういう要因なのかは現地で診療にあたっている医師の方とかスタッフに確認してもらったところ原因はゴム手袋とか全面マスクの使用でのゴムアレルギーとか発汗による皮膚のかぶれといったものが原因で、医師の見立てでは放射線被ばくとの因果関係は無いという事として、これを踏まえまして今のところご指摘頂いたアンケート調査の必要性は薄いのではないかと判断しています。

安井：9 についてです。電気事業者を直接指導する文書が原子力団体が作っているものを書いてあるので、ちょっと我々の守備範囲ではありませんので ICRP の原則論でご説明しますと、ICRP というのは天然の放射性カリウムの影響などを排除する観点から内部被ばくの記録レベルを 1 ミリシーベルトを下回る事は望ましくないとしています。1 ミリシーベルトから 2 ミリシーベルトの間で事業者が定める事を勧告しています。東京電力を含むほとんどの電気事業者では 2 ミリシーベルトを記録レベルとして採用していると聞いています。同じく ICRP の勧告では記録レベルを下回った値というのは被ばくとして記録しないという事を明確に書いています。東京電力では 1 ミリシーベルトを実際のスクリーニングレベルとしていまして、23 年 10 月以降の入場初日に全量を摂取するという一番安全な過程をおいても 1 ミリシーベルトを上回る内部被ばくは測定さ

れていないという事を確認しています。優位な内部被ばくが認められた場合には報告するように指導しています。それから記録の関係ですが電離則上、健康障害という事に関しましてシーベルト単位で記録する事になっておりますので、CPM での記録というのを求めるような法令の体系にはなっていません。また 1500CPM の件ですが、スクリーニングレベルは先ほどの記録レベルを下回る値に事業者が任意で設定するという事でございまして、これは具体的には測定機の検出効率とバックグラウンドも考慮して決定されます。参考情報ですが、事故前の福島第一原発は他の原発と同様、コバルト 60 というのを摂取核種としていまして、それはセシウムと比べて生体半減期がかなり短いので同じ CPM が観測されたとしてもシーベルトに戻すとすごく大きくなります。ですので今の 1500CPM をセシウムに当てはめるのは合理的ではないのかと思います。続いて 10 ですが、もともと福島第一原発というのは APD だけを事故前は着用していてガラスバッジは付けていなかったという事です。事故後も同様の取り扱いをしばらく続けてきたわけですが、ガラスバッジと APD を両方装着するといった運用が開始されたのは平成 23 年の 11 月ですので、今回の調査は遡れる可能なところまでのものです。事故直後から APD を装着していなかった時間帯—例えば移動中であるとか、免震重用棟での滞在中の線量—については空間線量率あるいは滞在時間といったもので評価しまして APD で測定された線量に加算して線量管理しています。甲状腺の関係ですが、これも ICRP はガンなどの晩発性障害については全身の実効線量で健康管理をするようになっていまして、身体の組織別の線量については組織荷重係数というので掛けて、それを全身の被ばく線量に戻して管理をするという形でやっています。重みを付けてやっているという形です。今回の事故も甲状腺の被ばくがあった場合にはそれに 0.05 を掛けて全身の被ばく線量に合算して管理をしているというところですよ。なお、東京電力としては等価線量、いわゆる組織線量が 100 ミリシーベルトを超えている方について順次通知をおこなうと聞いています。

飯田：皆さんの方から質問をお願いします。

建部：公務員の健康手帳なんですけど、在職中とおっしゃったんですけど、それは国家公務員である間という意味ですか？それとも職が変わるとかもですか？どちらですか？

住吉：国家公務員であるうちは放射線業務を離れた後も健康診断をおこなうという事です。

建部：今おっしゃったように放射線業務を離れた後も健康管理をおこなうとなっていますよね。そこがミソだと思うんです。安全衛生法にある健康管理手帳とは違うとおっしゃっていますけれども、必要がなければ健康管理する事はないわけですね。放射線業務を離れても健康管理をする必要があるという事が国家公務員には認められているけれど、原発労働者はそれが認められていないんですよ。そこを今日ははっきりと説明して頂きたいと思います。

川本：私も若干誤解があったんですけど、今日の説明を聞いてなおさらわかりました。厚労省の説明は聞いてるとおりなんです。それで不十分な点を今回の事故に即して、それをもっと広げてやらないといけないという事を要求したんです。既存の仕組みでは不十分なので今の制度をさらに踏み越える形で良い方向で。人事院のを見たらやっているじゃないかという事です。公務員の

場合は幸いにして在職中は健康管理してるわけですよ。同じようにするように特別にやろうよというのを要求しているんです。現状こうです、リスクが少ないってなんぼ言ったって意味ないです。ゼロじゃない限り、リスクが少しでも増える人たちについては今の健康管理手帳とは別にそれをさらに上乘せする形での制度設計をしてくれという要求なんです。その時に今の制度設計はこうなっていますと言っても意味ないわけですよ。公務員はちゃんとやってるじゃないですか。残念ながら民間の場合はその職場から離れたら放ったらかしなわけですよ。大きな企業は別ですけど。原発で働いてる人はそうじゃないから。だから国が責任を持ってそういう手帳を本人と国との関係で渡しておけばその人が他の原発に行っても、あるいは全然関係のないものに従事しても自分が自覚していれば受けられると。ちょっと働いた人が2、3年経って医者に行って健康診断したってガンになるかどうかはわからないですよ。被ばく線量の確認がその場で残っているのかどうかもわかるわけでもないし。大事なのは問診なんです。医者にしっかり掛かって体調を説明して、それで検診記録が残っていれば仮に何かあった時に何十年経ってからいきなり因果関係がどうだとか言っても無理ですよ。ただ定期的に受けたい人はきちんと問診をしてその時の体調、仕事の内容を医者に説明して手帳に残しておくのが一番いいじゃないですか。そんな難しい事を言っていないと思いますよ。

建部：参考にしてもらいたいんですが、JCO 臨海事故がありましたね。あの場合は 50 ミリシーベルトになっていないんですが、原子力安全委員会の事務局から JCO に調査してもらいましたら離職者も含めて健康診断をやっているという事でした。近辺は工場に集めて、遠い所の方は近くの医者に行つて費用を請求すれば JCO から払い戻すという風に。だから離職者の健康診断を会社の責任でやってるんですよ。今度の事故はそうじゃないでしょう？50 ミリシーベルト以下の方はもう何も無いでしょう？相談だけでしょう？それから東電からこの前話がありましたけど、50 ミリシーベルト以上の人のガン検診は東電の費用でおこないますとなりましたよね。厚労省さんは必要ないという指針を作っているでしょう？現時点で東電は負担するって言ってるわけですよ。だから国の指針を改定してください。見直す事が必要だと思います。1 つだけ評価できるのは在職中から健康診断をやっていくという事になりましたよね。線量は限定されていますけど。厚労省はある程度の線量であればガン検診を在職中からやらないといけないと認めてるわけですから、緊急被ばく者でなくても一般の原発労働者の検査の中にもガン検診が入って当然じゃないですかね。

住吉：国家公務員について放射線に被ばくする恐れのある業務が在職中の特別健康診断の対象になっているという点についてなんですが、これは昭和 40 年代に制定された枠組みでして当時の知見に基づいて考えると放射線に被ばくする恐れのある業務というのは晩発性のガンなどの発症があると考えて制度を作ったものと思われまふ。その後、現在の科学的知見に基づいて厚労省さんが先ほどお答えになっていたと思うんですが、厚労省さんの見方をするわけではないですが当方として厚労省さんの最近の知見に基づく見解を否定する何かを持ち合わせてはいません。

建部：福島事故にあつた国家公務員に対して健康手帳を交付しなさいと言ってわざわざ通達を出してますよね。だから意義をみとめてるんじゃないですか。今の説明はおかしいですよ。現実

にやってるんですから。

住吉：健康管理手帳については従来から、

建部：事故を踏まえてわざわざ通知してますよね。

住吉：他の放射線業務とあわせて対象にするという事は確かにしています。

建部：必要だからしているわけでしょうか？線量なんか決まってませんよね？

川本：無駄金使ってるなら問題になるよ。改正してきてるでしょう。必要ない事はやめてるでしょう。さっきから厚労省も人が足りないとか言って。無駄な手帳ならやめなさいよ。検診をやればいいとかお金をかければいいと言ってるんじゃないですよ。皆さんが不安を感じているのを無くすためにきっちり記録を取って、不安だっていう人がいつでもかかれるような仕組みで他ののは作ってるわけじゃないですか。自覚されない方もおられるし、決して無駄ではないからきちんとやろうと。ぜひ検討してください。人事院がやっているのは非常に参考になるやり方じゃないですか。

安井：人事院さんの実際の運用としては平成元年にもともと健康診断の運用は全省庁的に5ミリシーベルトを超えない場合というのはやる必要はないとしています。現実問題としては国家公務員の職務を離れた方については過去の被ばく歴の調査以外にはほとんど実施されていないという状態になっています。今の官民格差とかは無いと思います。それから問診についてもありましたが、それについては一般健康診断を在職している限りは1年に1回受けていると思いますのでそちらに、

川本：30年前に福島原発で働いてましたねなんて事をいちいち聞くような丁寧な定期健康診断をどこでやってるんですか？問診は入ってけど。

安井：問診というのは労働者自ら健康不安があるという事で相談できる場ですから、そういう事があるんですよっていうのもお医者さん行って言ってもらうことはもちろんできます。問診はやり取りなので医者から聞かれない事を一言も言ってはいけないという事はありませんので。

川本：手帳を持っていたら契機になるでしょう？じん肺の健康手帳でもろくに問診しない医者が山ほどいて不満持ってみんな相談に来てるの知らないんだろ。現存の健康管理手帳でも、検査しました何週間も経ってから異常なしですと書かれるだけで、その間に具合が悪いからって労災請求するような人だっているんだよ。十分に活用されていない実態があって。なおさら一般の定期健康診断でも職歴を聞くような医者なんていないんだよ。今の職場の事だって言うか言わないか迷ってるんですよ労働者は。過去に働いていた会社の事で、しかもリスクがあると思ってないで、関係ない会社の健康診断で口にできるんだよ。民間関係の労使関係を何もわかってないんじゃない

いか。以前、粉じん職場で働いていましたなんて事を綺麗な所の会社で誰が言うんだよ。

安井：問診の実態についてはここで議論しても仕様が無いと思いますので。それから40歳以上については地域のガン検診が基本的にありますので、それは国民健康保険に入っていれば受けられるというものです。被ばく管理手帳についてはまさに国家公務員の手帳に準じた制度ですが、これは事業者が自らやっているという事で、国は労使関係で言えば使用者なので、使用者として被ばく管理をおこなうための手帳をやっていると。それは東京電力が社員に対して被ばくの健康管理手帳をやっているのと同じなので。

川本：言ってる事をすり替えないでよ。東京電力の社員の話をしてるんじゃないだよ。下請けでコロコロ変わるから難しいって言ってるんじゃない。東電が検診をやるって話をしたからいいと言ってるんじゃないだよ。ちなみに、で建部さんが言っただけですよ。あと問診の議論しても仕様がなくて、あなたに認識が無いから言ってるんだよ。本人が言えば大丈夫だなんてふざけた事を言うなよ。じゃあ何のための健康管理手帳だよ。そんな事を言ったら退職したらみんな国民健康保険に入る人がほとんどだからガン検診をやっているからそれでいいっていう議論になるじゃないか。じゃあ何で石綿の健康管理手帳があるんだよ。

安井：石綿の健康管理手帳は一般のガン健診と違う項目もありますから、検診の項目が全然違います。

川本：項目が一緒でもそこで問診はろくにおこなわれていない、作業歴のチェックがされていないという実態を言ってるんじゃないか。

安井：わかりました。今のは項目の話だと思いますので。

川本：あなたが答えていいの？健康管理手帳は彼（神田）が答えてたんだよ。あなたが権限持っているの？

安井：いいえ、違います。

川本：健康管理手帳については神田さんが回答してたんじゃないの？横やり入れるなよ。

神田：健康管理手帳に関しましては、おっしゃられていた問診が十分におこなわれていないかというご指摘については受け止めさせて頂きたいと思います。健康管理手帳の枠内でお話をすると今までの回答のあれになります。健康管理手帳の考え方っていうのはあくまで非常に特別な状況であると。通常の仕事ではばく露しないようなものがあって、その結果明らかに一般の方と大きな差があるという事をもって決めています。

参加者：私は福島第一原発で働いています。その後、除染の仕事もしました。健康管理手帳の話

で言うと、まず3・11の緊急作業の時にも自衛隊の隊員や消防官というのは相当高線量を浴びています。退役したら、じゃあこの扱いはどうなるのだろうかというの現場の労働者もすごく気にしています。今の話を聞いていると退役したらあまりやらないんじゃないかという話ですよ？公務員を離れたら。身内すら大事にしない被ばく労働の現場で、なおさら民間の下請けの下請けで働いている僕らはこのような管理制度は単に記録するものにしかなくなっていません。現場の被ばく労働者も含めて、被ばく管理のきちんとした手帳を放射線影響協会に丸投げするのではなくて、国ぐるみで考えて頂きたいと思います。また、いま厚生労働省から高線量浴びた人だけカードをもらって年に1回だけガン検診に行けるカードあります。これって全体の数パーセントにしか満たなくて、今まで約3万人弱収束作業にあたったんですが、大方、これを受けられないんです。私の場合は退職したらまた原発に入るという事でもなければ電離検診すら受けないままいくんじゃないかと。将来の不安をきっちり管理する制度を作って頂きたいと思います。

住吉：誤解があるようですので1つご説明させていただきます。国家公務員については人事院が全て所掌しているわけではなくて自衛隊員については特別の国家公務員でして、わたくしどもの制度が掛かるわけではありません。自衛隊は防衛省で別途、何らかの検討をしていると思います。消防隊員についても地方公務員ですので、労働安全衛生法が適用対象になるものと承知していますので、それも別の話になるのではないかと思います。

安井：ご案内のとおり緊急作業従事者については長期健康管理についての指針というのがあって、約2万人を対象にしている制度です。緊急作業従事者にはカードは送りますが、手帳っていうのは別にあって、おっしゃるようにガン検診を受けられる方は50ミリシーベルト以上、もしくは100ミリシーベルト以上。対象者が少ないっていうのはそのとおりです。

飯田：現時点で特定緊急作業従事被ばく記録手帳を交付された人数はどのくらいですか？

安井：いま送っているところですので、人数はすぐに出ないですが基本的に50ミリ以上には送っています。一部の住所がわからないとかというトラブルはほとんど手元に届いている状態ではないかと思います。

参加者：二点問題があって、40ミリを浴びているというような人がザラにいて、緊急作業の区切りが2011年の11月15日でそれ以降に従事した人はいくら高線量を浴びてももらっていないというのがあるんじゃないかなというのと、あとは50という区分けで本当にいいんですか？年間で1ミリ浴びようとも5ミリ浴びようとも、いま従事していたり退役した人については同じような制度をきっちりと適用してほしいと思っています。私は福島第二原発で働いていたので来ていません。私は12月15日以降は1Fで働いていますが、そこで働いていてなおかつ12月14日まで働いていたという限定で足切りをされるのは本当に困ります。

斎藤：さっき神田さんはICRPは100ミリシーベルト以下はっていう事を言っていますが、ICRPは100ミリシーベルト以下も確率的影響が閾値なしというモデルをとっているわけなので、

ちょっとおかしいと思いますし。白血病の労災認定基準は年間 5 ミリシーベルトですよ。石綿はリスク 2 倍ではなく、石綿作業 10 年とか、医学的所見が無くても手帳を出しているし、リスク 2 倍とされていないプラークだけでも。そのあたりの整合性が取れていないので見直しを。そして特に他の原発も重層下請け構造の中で闇にどんどん潜っていったらどうかっていうか、これは希望する方がちゃんと健康診断を受けられるように手帳の制度を考え直してほしいと思います。

神田：手帳に関してはリスクなどを総合的に勘案して対象を決めています。先ほど石綿の作業従事歴があればリスク関係なくという事でしたが、あれはそれだけの作業従事歴があればリスクが 2 倍あるという知見があって、そこはリスクとは関係なくはないです。

川本：前文に書いてあるとおりになんですが、そこは誤解なんです。前々回から 2 倍と言ってるけど、肺がんと石綿の因果関係のところで発症リスク 2 倍という議論が出ているだけで、例えば胸膜プラークがあれば手帳は出ますよね？胸膜プラークがあればリスク 2 倍なんてどこにもありませんよ。中高濃度だったらとかいうのも一切無いですよ。それを 2 倍無いと健康管理手帳を出さないみたいだね。統一の基準なんて無いですよ。石綿、クロム、その他粉じんに応じて手帳を出しているのが実態ですよ。だからこそ今回の福島についてはリスクが 1.5 倍だろうが 2 倍だろうが幅広く健康管理手帳でやったらどうですかと。

神田：ご要請の趣旨は重々承知しています。それで手帳の考え方も変えるべきではないかというご指摘も承ります。手帳については色んな知見を総合的に判断して決めています。ですので全くリスクを考えなくて良いかという、それは違うのではないかと思います。ICRP があり、それを石綿のリスク 2 倍という話と並べると大きな差があると。そういった意味で現存の健康管理手帳の対象とするのは難しいのではないかという事です。健康管理手帳というわけではなく広く放射線業務に携わった人に対する健康管理をどう考えるかという事だと思えます。それに対して明確な回答はできないので、ご指摘として承りたいと思います。

飯田：長期的な健康管理制度っていうのが誰のものかっていうことですよね。困難な中で原発の事故の収束作業とか 3、40 年続くとされる廃炉を誰が担うのかっていう事です。50 ミリ、100 ミリでガン検診をやるやらないとか離職後の健康管理もやるやらないを線引きする意味ってあるんですか？登録証を渡してデータベースで管理をしましょうと、長期的にフォローしましょうっていう話になってるじゃないですか。ただデータだけ蓄積されてもそのデータが自分たちにとってどういう意味があるかっていう事がメリットとして無いと、そんなものは持っていても意味がないとなってしまいますよ。だったら年に 1 回でも検診の案内が来て必要であればそれに対して不安を持っていけば受診をするとかでないと、この人たちの長期的な健康管理はできないと思いますよ。立ち上がって間もないという話かもしれないけれど、東電は 50 ミリ以下でもガン検診をやりましょうと費用を出しているわけですよ。そこら辺についてどうしていくかちゃんとお答えして頂きたいと思います。

安井：ご指摘につきましては、50 ミリとかそういった話にだいたい集約されるのかなと思いますが、

緊急作業中の 50 とか 100 という数字は専門家の検討会で議論を頂いて、そこでは ICRP の基準の範囲内におけるリスクはかなり低いというのが大前提であって、今回の緊急作業従事者についてはその基準を超える可能性があったわけです。そういう方については当然ながら何らかの健康のモニタリングが必要なのは被ばく限度を超えた場合に。

川本：ICRP 勧告にそんな事は書いてないよ。

安井：モニタリングのところにはだいたい 3 つのパターンで考えられると。

川本：それは各国、地域で考えろと書いてあるよ。健康診断をやらなくていいなんてどこに書いてあるんだよ。

安井：やらなくて良いとは書いてないです。基本的には被ばく限度を超えた方に、あるいは妊娠、

参加者：超えるなって言ってるんですよ。

安井：ただ緊急作業では超える可能性があるのです。今回については ICRP の基準を超えている人に特別な措置を取っています。

参加者：年間 5.4 ミリ掛ける従事年数でしたら、白血病の場合は労災認定の基準になってます。収束作業をやっている、本当に発症した時にちゃんと補償してもらえるのかと。補償してもらえないんだろうなという絶望感の中で作業してます。手帳をどうするかという事でこだわるのは構わないんですが、そしたら僕たちの現場に来て 1 ヶ月でも作業してください。どんな状況の中で働いているのか見てください。現場を見ないでそんな事を言わないでください。僕の友人は緊急作業で 100 ミリ超えてるんです。40 ミリって言ってる人だって 50 ミリ、60 ミリをたぶん浴びてるんですよ。そんな機械的な 50 で区分けをするよりも、きちんと国は対処すべきと思います。記録についても、内部被ばくの記録なんかもこれは無理やり内部被ばくを外部被ばくに換算する事をやっているんです。そもそも CPM 値をシーベルトにという現行の放射線管理手帳全部シーベルトで記載しないといけない事になっていますから、例えばここも CPM 値で記載していくとか。あと私は除染と 1F での作業をしたんですが、東電のホールボディーカウンターは信頼性全くないです。東北大学の早坂先生もおっしゃっていますが、1F の収束作業の実態にあったような核種の修正が施されていない状況です。私なんかは 1500 とか出るのですが、外で受けると 600 とかであまりにも差があります。あと除染作業のホールボディーは環境省の調達した最新鋭の機械がありまして、これは CPM で記録は出ません。全部、核種分析をその場でしてそれごとの値を記録するものになっていて、少なくとも環境省レベルの除染作業にあてるもの並のものを収束作業の所に設置しなければならないのと、手帳への記載も内部を外部とするのではなくてきっちりした記録を取っていかないと因果関係が突き止められないと思います。

渡辺：厳しい現場の作業を考えると部分的な被ばくも大きいと思うんです。安井さんは全身に換算してしまえば大した事はないと言いますが、指リングを付けて測定が必要だという事も言われていて、部分被ばくをきちんと記録して捉えるべきだと思います。

安井：まず我々としては緊急作業従事者の方に対する長期健康管理は重要な問題だと思っていますので、できるだけ十分な対応をしたいというのがもともとと思っています。私も原発に3、4回入っていますのでどういう形で従事しているかは存じあげているつもりです。健康不安についてはたしかに労災を受けられるかどうかとご不安があるという事ですので、そういった健康相談についてはフリーダイヤルがありますので登録証をお持ちであればそちらをご利用頂けるのと、もちろん労災申請っていうのは別途、業務起因性に絡んで判断されるものです。東京電力のホールボディーカウンターについて1500CPMで、ほかで受けると600っていうのはまさにバックグラウンドの問題ですので、まだあそこは誰も座ってない状態でスイッチ入れても相当なベクレルが出るんです。そういう状況もありますので、スクリーニングレベルは下げられない実態もあるんですが、いずれにしろ環境省が使っているのと同じものが東京電力にもありまして、一定のスクリーニングを超えた方にはキャンベラで核種分析をおこなうことになっています。今のところスクリーニングレベルを超える方は10月以降は出ていない状態です。部分被ばくについては基準で一番危ないのはベータ線の被ばくでして、ガンマは通過していきますので差がありませんが、ベータの場合は遮蔽しやすいという事なので手の部分と身体の部分で違いますので、ベータ線がガンマ線の10倍以上ある時はリングバッジを付けないといけない基準があります。東京電力にも汚染水を処理してガンマ線核種であるセシウムを除去した時に残っているのはストロンチウムばかりという状態になった時にフィルターを変えるような作業があるんですが、そういう時にはベータ被ばくが支配的になりますのでリングバッジをつけています。それ以外の汚染水であるとか瓦礫とかもベータとガンマの比を測ってもほぼ1対1でしたのでガンマ線で管理していれば被ばく線上の放射線限度を超えとかは無いと確認しています。

建部：指針は見直すと書いていますよね。それについての見解を。

安井：指針については3年をめぐりに見直すと確かに書いています。これは今後の知見を踏まえながら見直すとなると思います。あと50ミリシーベルト云々のところですが、健康診断はX線を浴びる検査もあって例えばCT1回で15とか20ミリなんて事もあって、胃の透視とかでも5ミリ10ミリありますので、例えば30ミリシーベルトしか受けていない人がこの検査を受けちゃうとその方がX線多くなっちゃう、

参加者：それは厚労書の不作為でしょう。医療被ばくをほったらかしじゃないの。

安井：それは受け止めさせていただきますが、いずれにせよそれが現状ですのでそういったものも含めて健康診断のメリットとデメリットを踏まえて専門家検討会については50ミリなどとしています。これは金科玉条というわけではないですが、そういったメリットとデメリット、ICRPが出しているリスクの両方を勘案しながらガン検診の対象は決めていく事になると思います。

参加者：15 ミリって言ったけどそれって空間線量？

安井：実効線量です。

参加者：将来、病気になった時にどうしようっていう不安がある。俺なんか国民健康保険に入っていないから、病院も受けられない。将来、なんでもかんでも放射線のせいにしたくないですね。その為には今から不安なところがあったら病院に行って、これは放射線の影響かもしれない、これは違いますよってはっきりさせたい。それはすぐに対応しないとダメですよ。それは受け止めてください。

安井：不安があるという事はたしかにあると思いますので、健康相談の電話を使って頂きたいのと、いま東京電力から放射線管理手帳とか入った時にレシートが出ているものなんですけど、ああいうものをきちんと持っておいて頂きたいと思います。一応、あるんですが手元にも置いておいてほしいと思います。

参加者：メンタルヘルスと皮膚疾患対策。1Fと2Fどちらもそうなんですけど、僕らの職業病って何だかわかりますか？肥満です。ストレス過食で東電の職員であろうと元請け、下請けであろうと収束作業に入っている人は太ります。10 キロから 15 キロみんな太ってしまいますね。ものすごいプレッシャーの中で働いているっていう事は知って頂きたいです。あと皮膚疾患です。これもメンタルのものともものすごく結びつきますし、1Fの現場ではなかなかニトリル性の手袋って使わせてもらえないんです。ラテックスアレルギーってものすごく多いんですけど、ニトリルは高いという事で経費節減でどんどんタイベックとかマスクのフィルターの質が悪くなって、手袋もニトリルは申請制ですから事前にしないとノンアレルギーの手袋は使えないんです。これじゃあみんなラテックスアレルギーで、全面マスクを手袋付けて着用するんですけど、そのために首のまわりの皮膚が腫れるんです。J ビレッジの診療所に行きたくでも下請けの作業員は行けないんです。元請の作業員くらいまでですよ。J ビレッジ診療所に行ったらクビになるから途中でドラッグストアに寄って自分で皮膚の薬を買って対処しているんです。

飯田：あと回答漏れがあったんですが、前半部分の3の①ですが、労災の発生件数等について後半で回答して頂けるという話だったんですが。

直田：安全衛生部安全衛生課の直田です。労働災害の発生についてですが、死傷病報告で把握していますが、前回は福島労働局に聞いて把握している件数を回答させて頂きましたがそれでは県外からの件数が漏れているのではないかとのご指摘があったと理解しています。検討したんですが、そもそも県外からの作業であった場合は死傷病報告上ではありますが、福島第一原発構内で発生した災害であるかどうかは死傷病報告では必ずしもはっきりわからない場合があります。福島労働局は特別に集計が可能だったんですが、全国のもので東京電力という名前が入っていると限らない事から全件を全ての監督署にかけても正確な数字を取るのなかなか難しいと思って

います。ご理解頂ければと思います。

建部：リスクっていう事で50ミリシーベルト以下がどうかお話されてますが、1つは緊急作業とか収束作業、除染作業は事故がなければ被ばくしなくて済んだものですよね？この被ばくは誰の責任なんですか？労働者の責任じゃないでしょう？そこに何でリスクとかっていう話が出てくるのか理解できないんですけど。責任を持つんだったら全員を保障しないといけないじゃないですか。その観点が全く抜けてますから1から考え直してほしいと思います。事故の責任を取らうという立場から考えてほしいと思います。

那須：9の事を教えてください。2ミリシーベルトっていうのは東電が勝手に設定しているわけだからこちらで何か言う筋合いじゃないっていう話でしたっけ？要するに、ICRPは1から2ミリシーベルトと言っていてスクリーニングレベルを東電は1ミリにしているわけですよね。そうしたら1ミリ以上と書いたっておかしくないわけでしょう？そういう風にぜひ指導してくれませんか？それと、コバルトとセシウムでカウント数が比較できない、合理的ではないとお話されたのは一般論として事故前はコバルト60を対象にすべきで、今はセシウムだからという事ですか？それとも実際に1人ひとり測って核種に対応して判断してますよっていう答えだったんですか？

安井：まず1ミリシーベルトか2ミリシーベルトかにつきましては、その範囲内については事業者が定めるとICRP上はなっています。日本の法律上は決まっていません。今は経産省傘下の団体でマニュアルを作ってそこに1から2ミリシーベルトの間で各事業者が定めるとなっていますので、そういう統一的な見解でやっているという事です。それを変えるというのであれば経産省さんにもご検討頂いて、

那須：いやそれは変えなくてよくて、1にしてもらったっていいわけでしょう？

安井：そうですね。

那須：もう東電に要請するから、そういう風に言ってください。国は基準を作っていないとおかしんと思うんだけど。

安井：それは受け止めたいと思います。あと核種については実際の測定を踏まえて支配核種がセシウムである事を確認してやっています。コバルトはほとんど出ていない状況です。

飯田：経産省さんも1なら1で揃えさせるようにやってください。

那須：1ミリ以上は業務従事者のあれなんだから書くべきだよ。

飯田：阿部先生から手帳をもらった方の年齢構成を知りたいとおっしゃっていました。今後、収束作業に従事した方たちの世代を超えた何らかの影響が懸念されると。その事に着目した上でどう

するかという問題を提起されました。登録証の交付されている人の年齢構成を知りたいとおっしゃっていたので、それは追加の要請として出しますのでご回答ください。

安井：年齢構成は東京電力が公開していると思います。WHO が報告していてそれをちゃんと公開すべきだということで。

飯田：わかりました。今日はどうもありがとうございました。